

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市商店街環境共同施設整備補助金	
補助事業等の目標	公益上必要がある共同施設の設置に商店街の環境整備を図る。	
補助事業等の対象者	中小企業等共同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合又は任意の組合の商業団体	
補助対象経費	<p>共同施設の新設、増設又は改修に対する経費。ただし、土地及び建物の取得又はそれに伴う移転補償に要する経費を除く。</p> <p>対象とする共同施設は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。</p> <p>① 公共の利便を促進し、かつ地域的広汎用性を有し、環境上美観を呈するもの。</p> <p>② 商店街の発展を促進し、商店街の振興に寄与し得る積極的かつ効果的なもの。</p> <p>③ 商店街の振興目的のため、利用し得ると認められる設備又は体裁を施しているもの。</p> <p>④ 一地域の共同施設の工事が 40 万円を超え、かつ、駐車場の新設にあっては、同時に 10 台以上を収容し得るもので、1 台分の収容面積は、おおむね 15 平方メートルとし、増改築にあっては、収容台数の増加を伴うものであること。</p>	
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	共同施設名	補助金の額
	ア. アークード イ. 街路灯(既存水銀灯照明器具等から LED 照明器具に交換するものを含む。) ウ. カラー舗装 エ. 駐車場(立体駐車場を除く。) オ. その他市長が特に必要と認める施設	工事費の 2 分の 1 以内。 ただし、300 万円を限度とする。 (イ. の内、照明器具導入については取付工事費の 3 分の 2 以内。 ただし 50 万円を限度とする。)
ア. 立体駐車場、 イ. コミュニティ施設(ショッピングモール、ポケットパーク、イベント広場等)、 ウ. その他市長が特に必要と認める施設	工事費の 3 分の 1 以内。 ただし、1,000 万円を限度とする	

	空店舗を改修した集客用施設(ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット等)	改修に要した工事費の3分の1以内。 ただし、250万円を限度とする。
	その他市長が特に必要と認める施設	工事費の2分の1以内。 ただし、150万円を限度とする。
	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】	
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。	
補助事業等の開始時期	昭和46年4月1日	
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日	
	【終期が3年を超える場合の理由】 商業振興対策として、3年を超え継続することが必要である。	
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する	
その他	<p>共同施設とは、地域的共同の施設であり、次に掲げるものをいう。</p> <p>①アーケード ②街路灯 ③カラー舗装 ④駐車場 ⑤コミュニティ施設 ⑥空店舗を改修した集客用施設 ⑦その他市長が特に必要と認める施設</p>	

<p style="text-align: center;"><b>提出書類</b></p>	<p>1 補助金の交付を受付しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>①商店街環境整備共同施設補助金交付申請書(様式第2号—1)</p> <p>②共同施設の工事計画書及び収支予算書</p> <p>③共同施設の工事をしようとする商店街組織での工事実施にかかわる議決書の写し</p> <p>④設計書及び配置図</p> <p>⑤工事見積書</p> <p>⑥組織構成員名簿</p> <p>2 申請共同施設工事に変更が生じたときは、諏訪市商店街環境整備共同施設補助金交付申請書記載変更届(様式第4号—1)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 工事が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。決算書を提出したときは、当該施設並びに経理の状況について市長の定めるところにより検査を受けなければならない。</p> <p>①商店街環境整備共同施設工事完了届(様式第5号—1)</p> <p>②当該工事の収支決算書</p> <p>③認可(許可、検査)書の写し(当該施設について関係官庁の認可、許可、検査等を必要とする場合)</p> <p>4 この補助を受けた共同施設の改修及び撤去するときは、諏訪市商店街環境整備共同施設(改修・撤去)承認申請書を市長に提出し許可を得なければならない。ただし、共同施設の要件を欠く施設に改修することはできない。</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 商業振興係</p>

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日 施行)